

2024年8月2日

厚生労働大臣  
武見 敬三 様

長野県保険医協会  
会長 宮沢 裕夫

### オンライン請求の返戻レセプト等のダウンロード期間延長の要望

日頃の診療報酬審査・支払あるいは制度運営等に関するご努力に、心から敬意を表します。

さて、厚生労働省の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和5年12月26日付保発1226第4号）により、本年9月末をもってオンライン請求を行う医療機関に対する返戻レセプト及び通知（支払通知含む）の紙送付（郵送）が廃止されます。

これに伴い、本年10月以降は紙媒体の返戻レセプトや各種帳票がダウンロードのみになることや返戻ファイルのダウンロード期間などが審査支払機関より案内されておりますが、ダウンロード期間が3ヶ月というのはあまりにも短すぎます。返戻レセプトを含む診療報酬の請求権は、民法で5年間とされていることから、本来であれば5年間はダウンロード可能とすべきです。

何らかの事情で期間中にダウンロードできない場合や、使用しようとしたらデータ破損していたなどの可能性は十分にありますし、確定申告等で年度末に1年分出力したいという場合もあります。

また、やむを得ない事情でダウンロード期間の3ヶ月を過ぎた場合には個別に対応するとのことですが、その都度対応することは、審査支払機関にとっても手間がかかるはずです。

現在、クレジットカードや電子マネー等の利用明細でも少なくとも1年間（長いものでは2年以上）は遡って取得することができます。そもそも、いつでも都合の良いときにデータにアクセスできることや、個別対応の人手を減らすことがまさにデジタル化のメリットではないでしょうか。

以上のことから、医療機関が適切に返戻レセプト等を処理できるように下記について要望致します。

### 記

返戻ファイル及び各種通知のダウンロード期間を最低でも1年以上に延長してください。

以上